

大口町告示第89号

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付要綱の一部  
を改正する要綱

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付要綱（平成20年大口  
町告示第84号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

補 助 基 準 額	1. 短期入所のみを利用した場合 1日につき3,100円 2. 日中活動系サービスを併せて利用した場合 1日につき1,200円
-----------	--

」

を

「

補 助 基 準 額	愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補 助金交付要綱別表補助基準額の項に定める額とする。
-----------	--

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。